

医療法人社団喜峰会 デイサービス喜峰  
指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団喜峰会が開設するデイサービス喜峰(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態にある高齢者または事業対象者(以下「要支援者等」という。)に対し、適正な指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス喜峰
- ② 所在地 春日井市廻間町字地蔵前632番1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
生活相談員 1名以上(常勤換算)  
看護職員 1名以上(常勤換算)  
介護職員 2名以上(常勤換算)  
機能訓練指導員 1名以上  
管理栄養士 1名以上  
生活相談員又は介護職員のうち、1名以上は常勤とする  
従事者は、指定介護予防通所介護の提供に当たる。

従事者は、指定介護予防通所介護の提供に当たる。(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日(12月30日から1月3日までを除く)
- ② 営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。

(指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の利用定員)

第6条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の利用定員は、下記のとおりとする。

なお、定員には指定地域密着型通所介護の利用者を含める。  
1単位 18名

(指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の内容)

第7条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の内容は次のとおりである。

- ① 入浴に関すること
- ② 食事(配食)に関すること
- ③ 日常生活動作の機能訓練に関すること
- ④ 口腔ケアに関すること
- ⑤ 栄養改善サービスに関すること
- ⑥ 送迎に関すること
- ⑦ 健康状態の確認に関すること

(指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の利用料等)

第8条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、春日井市長が定める介護予防・日常生活支援総合事業費の額とし、当該指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第9条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の費用は通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり300円を徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて通所介護を提供する場合の費用は30分あた

り500円を徴収する。

- 4 食費は1食あたり450円、おやつ代は1回あたり100円、雑費は1日あたり100円徴収する。
- 5 オムツ代は50～150円徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費で徴収する。
- 7 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに関する同意、署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施区域は春日井市内とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 生活相談員等は、指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供を行っているときに、利用者に病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、主治医等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理について責任を定め、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を行うとともに必要な設備を備える。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 責任者の選定
  - ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
  - ③ 虐待等に対する相談窓口の設置
  - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 生活相談員等は、利用者に対して、従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は生活相談員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、授業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団喜峰会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則 この規程は平成19年10月1日から施行する。

平成 21年 10月 1日から一部改訂  
平成 22年 1月 1日から一部改訂  
平成 22年 6月 1日から一部改訂  
平成 24年 4月 1日から一部改訂  
平成 24年 9月 1日から一部改訂  
平成 25年 11月 1日から一部改訂  
平成 26年 4月 1日から一部改訂  
平成 26年 5月 1日から一部改訂  
平成 26年 7月 1日から一部改訂  
平成 27年 6月 1日から一部改訂  
平成 27年 8月 1日から一部改訂  
平成 27年 10月 15日から一部改訂  
平成 28年 4月 1日から一部改訂  
平成 29年 8月 1日から一部改訂  
平成 30年 4月 1日から一部改訂

平成 30年 4月 15日から一部改訂  
平成 30年 7月 1日から一部改訂  
平成 31年 2月 1日から一部改訂  
平成 31年 4月 1日から一部改訂  
令和元年 6月 15日から一部改訂  
令和 2年 7月 1日から一部改訂  
令和 3年 4月 1日から一部改訂  
令和 3年 9月 1日から一部改訂  
令和 6年 3月 25日から一部改訂